

令和5年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年11月

魚沼市農業委員会

令和5年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
	○	16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
	○	18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		桑原 剛史	

令和5年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年11月27日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 15 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>11 番 小幡 中治 委員</u> <u>12 番 阿達 正 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 00 分

令和5年度 第9回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第9回魚沼市農業委員会総会は、令和5年11月27日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号16番佐藤陽二委員、議席番号18番桑原正文委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時15分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、11月11日に所有権移転について、三役と関係者で話し合いを持ちました。これからも継続して進めていきたいと思っています。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会管内の七日市・大沢・小出町で農地の移動がありました。これを部会の皆さんとの情報交換・共有ということで、総会終了後に残ってもらいたいと思います。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4地区部会につきましても今回の報告すべき事項はございません。

広報部会会長（阿達正委員）

特段ありません。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきましては、それぞれ報告をいただきました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議長より指名させていただきます。まず、議席番号11番小幡中治委員及び議席番号12番阿達正委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は33件、89筆、77,024.00㎡の届出がありました。解約の理由は、農地転用、第三者に権利設定、契約内容を変更するため、借入農地の規模を縮小するため、労力不足、ほ場整備にあたり新たに中間管理権を設定するため、賃借人への売却、第三者に売却となっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、所有権移転贈与1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか5筆	合計1,669㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢であり、経営規模を縮小するため、この度譲受人と売買の話がまとまり、申請があ

ったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計 521 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢のため耕作できないため、申請地に隣接する農地を耕作する譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から2番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、11月14日に譲受人と面接しまして、情報を聞きました。本人も現役の農業経営者で経営規模拡大で今回の売買に至ったということで、事務局の説明どおり補足事項はありません。以上です。

阿達正委員

整理番号2番ですが、先日譲受人と電話で話し合いをいたしました。現地確認もして、事務局の説明どおり隣接している畑を耕作していて、それと一緒にこの度贈与してもらった土地も耕作するという事で問題ありませんでした。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに担当地区の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番・2番共に異議なしと認め、許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1 申請地 **** * 畑 217 m²
農地区分 第3種農地
申請人 **** *
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため
申請人は自宅を建て替えるために自宅に隣接する申請地に新築し利用するため申請があったものです。なお、既存住宅解体後の跡地は農地として利用することです。

整理番号2 申請地 **** * 田 260 m²
農地区分 第1種農地
申請人 **** *
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの
申請人の居住する住宅敷地として利用するため、申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、全く問題ないと思っております。以上です。

貝瀬正美委員

整理番号2番ですが、11月19日に**** *さん立ち合いで現地の確認をしました。許可申請書どおりであることを確認いたしました。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・2番共に許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件です。

なお整理番号4及び整理番号5は土地の所有者が異なるため2件の申請となっておりますが、関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	370㎡の内275㎡
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸出人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため		

借受人は自宅を建て替えるため隣接する申請地に新築し利用するため申請があったものです。なお、既存住宅解体後の跡地につきましては駐車スペース及び家庭菜園等として利用するとのことです。

整理番号2	申請地	*****	田	322㎡
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため		

譲受人は現在アパートに居住していますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し、住宅を新築するため、申請があったものです。

整理番号3 申請地 **** 田 131 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 車庫1棟
転用目的 車庫建築敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は駐車場が不足しているため、自宅に隣接する申請地を取得し、車庫を建築及び冬期の雪捨て場等に冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 74 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅平屋建て1棟、カーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築敷地
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため

整理番号5 申請地 **** 畑 126 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 ****
譲受人 ****
申請概要 一般住宅平屋建て1棟、カーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築敷地
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため
譲受人は県外に居住している子ども家族が移住してくるため、申請人が申請地を取得し、住宅を新築し、提供するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、11月19日、私と森山推進委員で現地を確認させていただきました。また、当事者であります**さんは親子関係でございまして、相違ないということでした。詳細につきましては事務局のとおりでございます。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、11月21日に譲渡人と面接、事情聴取、現地確認をしました。状況につきましては事務局の説明どおり相違ありません。

阿達正委員

整理番号3番ですが、先日場所を確認に行きました。事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

整理番号4番・5番につきましては事務局の説明のとおりといたします。

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は4件、23筆、13,889㎡です。

整理番号1 申請地 **** 田ほか1筆 合計778㎡

新地目 原野

申請人 ****

非農地の原因 40年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。

林野隣接及び農耕車両通行不能の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。

整理番号 2	申請地	*****	田ほか 13 筆	合計 8,473 m ²
	新地目	山林及び原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30 年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。林野隣接及び農耕車両通行不能の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		
整理番号 3	申請地	*****	畑ほか 3 筆	合計 527 m ²
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30 年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		
整理番号 4	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 4,111 m ²
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30 年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。林野隣接及び農耕車両通行不能の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便		

以上、現地の状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号農地法の適用を受けない事実確認の決定について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 5 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 23 ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 108 件
筆数 460 筆
面積 360,527.05 m²

所有権移転 件数 5 件
筆数 40 筆
面積 25,137.00 m²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、57 ページをご覧ください。

整理番号5-1 所有権を移転する農用地 ***** 田 4,937 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 贈与

整理番号5-2 所有権を移転する農用地 ***** 田ほか1筆
合計 1,061 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号5-3 所有権を移転する農用地 ***** 田ほか12筆
合計 5,577 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号5-4 所有権を移転する農用地 ***** 田ほか22筆
合計 10,309 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号5-5 所有権を移転する農用地 ***** 田 3,253 m²
所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

整理番号5-1につきましては、利用権設定の25ページ整理番号1-1に所有権

の移転を受ける者*****から農事組合法人への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、改正前の農業経営基盤促進法第18条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第3項第2号ただし書きで農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでないとされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局が報告したとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（森山係長）

- ・地区部会での情報交換について。

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。これにて終了いたします。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 00 分）

上記会議の内容は、令和 5 年度第 4 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
